

資料 5

關係要望書

平成13年7月31日

文部科学大臣 殿

全国肢体不自由養護学校 P T A 连合会

会長 谷口篤

東京都新宿区西早稻田2-2-8

全国心身障害児福祉財団内

TEL・FAX 03(5272)1210



要 望 書

全国の十の県に研究委嘱している「特殊教育における福祉・医療との連携に関する実践研究」の、この3年間の研究結果の成果を踏まえ、医療的ケアが必要な子ども達に対する指導体制の整備・充実をさらに促進するため、医療と教育の連携を一層深めてください。

1. 医療的ケアが必要な子ども達への教育的意義（内面形成〔心理的自立・意思表現能力の向上など〕）の実現のためには、障害の程度に関係なく等しく教育の機会を保障することが重要であり、そのための指導体制の整備・充実について、医療と教育の連携という観点から、厚生労働省と連携して取り組んでください。
2. 医療的ケアが必要な子ども達への教育的意義及び教育保障、さらには教育と医療の連携の観点から、現行の訪問看護制度を見直し、訪問看護ステーションの看護婦を学校教育の場でも利用できるよう厚生労働省への働きかけを積極的に行ってください。

要 望 書

一 養護学校通学に関する医療的ケアについて

重症心身障害児(者)の医療・福祉につきましては、日頃より格別のご高配を賜り感謝いたしております。

医療・福祉の充実により、おかげをもつて、人工呼吸器を使用する児童、経管栄養や常時痰の吸引をする等の重い障害の児童も家族と共に家庭で過ごすことができるようになり、大変うれしく存じております。

このようななかにあって、どんなに障害が重くても教育への期待は高く、医療的ケアを必要とする障害児童も近年は養護学校へ通学する者が増えてきました。

しかし、医療的ケアが必要な児童には、保護者が同伴し必要な時に対応することが条件とされ、このため、保護者が学校に長時間待機することが求められ、肉体的精神的な疲労感や経済的負担など多くの困難を抱えている状況にあります。

このような事情をご質察され、医療・福祉と教育が連携し、養護学校において、看護婦による対応や看護婦の指導の下での教員(一定の研修を受けた者)の対応により、医療的ケアの体制の整備・充実が図られますよう、貴省におかれましても、医療面とともに、保護者の負担軽減等の福祉的ニーズへの援助や児童生徒の家庭生活の質的向上を目指した在宅福祉サービスの充実の面からも、格別のご支援をよろしくお願いいたします。

平成十四年三月十九日

社会福祉法人
全国重症心身障害児(者)を守る会

会長 北浦雅



坂口力様

厚生労働大臣

要　望　書

本日私たちは、国および宮城県ならびに仙台市、さらには社会福祉協議会、地元の関係福祉諸団体など、多くの方々のご支援、ご協力により、ここ仙台市において第39回重症心身障害児(者)を守る全国大会を、意義深く開催することができました。関係の皆様に心から御礼申し上げます。

私たちは今、社会福祉の分野において、大きな転換期を迎えていきます。一昨年6月には社会福祉法が改正され、来年度からはいよいよ支援費及び地域福祉計画制度がスタートいたします。利用者本位の質の高い福祉サービスの実現を目指すこれらの制度改正が、先に施行された成年後見制度と相まって、重症心身障害児(者)の生きる権利を保障し、生活の質の一層の向上をもたらすものとなることを心から願つてやみません。

私たちは、"最も弱いものを一人ももれなく守る"という基本理念にたち、重症児(者)一人ひとりが個人として尊重され、生きる歓びが実感できる社会の実現を目指して運動を進めて参ります。

ここに私たちは、第39回重症心身障害児(者)を守る全国大会の総意に基づき、次のことを要望いたします。

- 一、養護学校通学に際して、保護者が同伴しなくとも済むように医療的ケアの確立を図つてください。
- 一、国立療養所の独立行政法人化にあたっては、入所している重症心身障害児(者)の療育が、一層向上するよう環境整備を図るとともに、在宅重症児(者)のための通園事業の拡充を図つてください。
- 一、重症心身障害児施設においては、施設間格差の解消を図り、超重症児(者)の入所を拒否せず、施策の対応をなお一層充実してください。
- 一、いわゆる動く重症児(者)への対応に当たっては、特に人権に配慮した有効適切な手法の普及と、さらなる研究開発の推進を図つてください。
- 一、重症心身障害児(者)の通園事業をA型B型の適切な設置と分園方式等の導入により推進してください。

平成十四年七月十四日

第39回重症心身障害児(者)を守る全国大会
全国重症心身障害児(者)を守る会

会長 北浦 雅子

厚生労働大臣 坂口 力 様

平成 14 年 7 月 29 日

文部科学大臣 殿

全国肢体不自由養護学校 P T A 連合会
会長 佐竹京子
事務局 東京都新宿区西早稲田 2-2-8
全国心身障害児福祉財団内
電話・FAX 03 - 5272 - 1210

要 望 書

全国肢体不自由養護学校 P T A 連合会では、今年 2 月に全国肢体不自由養護学校長会の協力を得て、「医療的ケアを必要とする児童・生徒の保護者」に対して全国アンケートを実施いたしました。

その結果、通学籍、訪問籍の児童・生徒（施設入所は除く）の 1,006 名の保護者から回答がありました。生活の中で保護者が、どのような不安を抱え、身体的疲労などの悩みを持って医療的ケアを必要とする子ども達を育てているのかが表われています。アンケート結果を添えて下記のことについて要望いたします。

医療的ケアを必要とする児童・生徒に対する教育の保障と指導体制の充実を促進し、医療と教育が医療従事者と教職員と保護者との連携のもとに実現をするために、養護学校へ早急に看護師等を配置してください。

1. 全十県での実践研究結果は、医療的ケアを必要とする重度・重複障害児に、食事、排泄、呼吸などの生活リズムや生活習慣が形成され、教員が日常的・応急的手当てを行う事による教育的効果が認められました。医師の指導および看護師がいることで、教員は安心して教育活動ができます。また、保護者も安心できる体制を早急に整えてください。
2. 文部科学省は、養護学校における児童・生徒に対する教育の充実という観点から、厚生労働省は、障害者に対する医療サービスの確保という観点から、平成 15 年度の予算概算要求に盛り込み、訪問看護師等の養護学校への配置を早急に実現してください。

学校教育における「医療的ケア」の在り方についての、見解と提言

平成 14 年 10 月 15 日 日本小児神経学会

日本小児神経学会は、小児の脳・神経系、筋肉等の疾患についての、診断・治療・研究に携わる医師や関連の専門家によって構成されており、会員は 3000 余名を擁します。診療の対象となる多くの子どもたちは脳性麻痺・知的発達障害・筋ジストロフィーなど種々の疾患による障害を持ち、狭い意味での診断・治療だけではなくリハビリテーションや教育的対応への援助も含めた医療サイドからのかかわりを必要としています。多くの日本小児神経学会会員が、そのような意味での療育的な活動にも携わっております。

学校教育の場において、経管栄養注入、痰の吸引などの「医療的ケア」の実施を必要とする障害児が増加してきています。家族によって行われることが前提とされているこの「医療的ケア」を、学校においては家族以外のスタッフが行えるようにしていくことが、医療・教育・福祉のそれぞれの面から必要とされています。

この問題に対し、最近、厚生労働省・文部科学省から、看護師の配置や派遣を基本とした対応を進めるという方針が示され予算要求も進められています。今まで国による積極的な対応がなされてこなかった中で、このような対策が示されたことは、大きな前進であります。

しかし日本小児神経学会としては、伝えられるような看護師の配置だけでは問題は解決しないと考えております。看護師の配置を進めるとともに、全国各地の学校で着実に実践され教育的・福祉的・医療的な成果が確認されてきた一般教職員による「医療的ケア」の実施が、看護師との連携を強化しながら、今後も進められるべきであると考えます。看護師の配置によって、一般教職員による実践が大きく制限されるようになるとすれば、それは障害児の医療・教育・福祉の大きな後退をもたらすことになります。

会員の多くが各地でこの問題に現実に深くかかわってきた立場から、この問題に対しての、日本小児神経学会としての現状認識と見解と提言を以下に詳しく述べるものであります。

1. 学校教育の場における「医療的ケア」 を要する児童の増加

在宅医療の技術的進歩と普及、および長期入院や施設入所療育から地域在宅療育へという方向の結果として、日常的に医療的対応を必要としながら在宅で生活する障害児が増加しています。さらに、家庭に閉じこもるだけの在宅療育ではなく学校生活が望まれるために、学校教育の場での適切な対応の必要性が増加しています。

経管栄養・吸引などの日常生活に必要な医療的な生活援助行為を、治療行為としての医療行為とは区別して「医療的ケア」と呼ぶことが、関係者の間では定着しつつあります。東京都内の肢体不自由養護学校 14 校における平成 1 年度の調査では、この「医療的ケア」を日常生活で必要としているのは全児童・生徒の 10.4%、この中で学校生活でも必要としているのは全児童・生徒の 4.2% でした。しかし、平成 13 年度になると、「医療的ケア」を日常生活で必要とするのは全児童・生徒の 26.6% (515 名)、この中で学校生活でも必要としているのは 12.4% (240 名) という多数に増加しています。この傾向は全国的であり、全国の肢体不自由養護学校の平成 13 年度の調査では、「医療的ケア」を必要としているのは通学の生徒の 14.7% で 2246 名という多数となっています。これらの児童・生徒の大半は病院や施設に併設・隣接していない学校への通学生です。さらに、肢体不自由養護学校だけでなく知的障害養護学校や病弱養護学校等にも「医療的ケア」を要する児童・生徒が多数通学しています。

かつては、このような「医療的ケア」を要する子どもを無理に通学させるのは危険であり訪問教育とすることが幸せであるという考え方がありましたが。しかし、適切な医療的配慮と対応のもとに学校での集団生活を送ることにより、子どもたちは在宅だけの生活や訪問教育だけでは得られない教育的効果を得て、精神的成长、社会的成长を示すとともに、より健康が保たれる例の多いことを、私たちは主治医や学校医として実際の事例を通して経験してきました。

「医療的ケア」が必要であっても可能な限り通学による教育を保障する、そのための手立てやバックアップ体制を、教育・医療・福祉の関係者が協力して整備していくことが必要な時代となっ